日下議員（公明党）

平成 28 年２月 23 日
教 育 長 答 弁 実 録
（ 教 育 委 員 会 ）

（問）学校における性同一性障害の児童生徒への認識と対応について

今国会では，性的少数者，いわゆるＬＧＢＴへの差別を禁止する法案の提出が検討されている。東京では同性カップルに証明書を発行することなどを定めた，いわゆる同性パートナーシップ条例が制定され，世間の注目を集めるなど，性的少数者への権利保障の動きが加速している。

昨年４月には，文部科学省から全国の学校に対し，「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知が行われた。

性同一性障害への悩みを抱えることで不登校やいじめの被害につながるケースもあり，性同一性障害の３人に１人は不登校経験者と言われている。いかなる理由であっても，いじめや差別を許さないという適切な生徒指導や人権教育などを推進することが，悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台になる。

学校においては，教師への研修等をしっかり行い，日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくこと，また，最初に相談を受けた教師だけで抱え込むことなく，学校全体でサポートする体制も必要である。

こうした性同一性障害の児童生徒について，学校現場において，その現状をどのように認識し，文部科学省からの通知を踏まえ，どのように対応しているのか，教育長に伺う。

（答）

学校が把握している性同一性障害の事例は，全国で約６００件と報告されていますが，自らの性に違和感を持ち，不安や悩みを抱えている児童生徒は，この件数以上にいるものと認識しております。

教育委員会といたしましては，文部科学省の通知を踏まえ，各学校におきまして，児童生徒が相談しやすい環境を整え，実情を把握した上で，関係医療機関とも連携するなど，きめ細かな対応が行われるよう，市町教育委員会及び県立学校に対し指導しているところでございます。

また，保健主事研修や生徒指導主事研修等において，性同一性障害に係る児童生徒の心情に十分配慮した適切な対応について徹底を図っているところでございます。

性同一性障害に係る児童生徒の支援につきましては，各学校におきまして，

最初に相談を受けた者だけで抱え込むことなく，教育相談担当者等を中心に情報を共有し，組織的に対応することで，適切な配慮が行われるよう，引き続き指導してまいります。